

番号	施策	具体的な取組	ページ
1	1(1)障がいに対する理解の促進	■障がい特性に対する住民への理解・啓発の推進	1
2		■地域共生の理念の普及	
3		■コミュニケーション手段の利用促進	
4	1(2)差別解消に向けた取組の推進	■「障害者差別解消法」についての周知・啓発	
5		■障がいを理由とする差別の禁止	
6		■手続や選挙における合理的配慮の提供	
7	1(3)福祉教育の充実	■福祉教育の充実	2
8		■福祉体験学習等の推進	
9		■交流及び共同学習の促進	
10		■教職員の指導力向上	
11	1(4)交流の促進	■生涯学習における福祉教育の推進	
12		■岩倉市障害者連絡協議会の活動支援	
13		■当事者団体の「見える化」の促進	
14		■社会参加の場の確保	
15		■当事者団体の活動支援	
16		■障がいのある人を支援するボランティアの育成と活動支援	
17	2(1)生活の場の確保	■当事者団体への参加促進	3
18		■地域生活への移行支援の充実	
19	2(2)生活支援の充実	■住宅改善の推進	
20		■訪問系サービスの充実	
21		■日中活動系サービスの充実	
22		■地域生活支援の拠点づくり	
23	2(3)相談の充実	■コミュニケーション支援の充実	4
24		■相談支援体制の強化	
25		■障害福祉サービスの利用支援	
26		■包括的な相談支援体制の検討	
27		■ピアカウンセリングの促進	
28	2(4)情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実	■家族支援の充実	5
29		■福祉サービスに関する情報提供の充実	
30		■障がいのある人への情報提供の充実	
31		■障害者手帳交付時の情報提供の充実	
32		■情報提供にかかわるボランティア等の育成	
33	2(5)権利擁護の推進・虐待の防止	■ユニバーサルデザインの考え方に基づく情報提供	6
34		■成年後見制度利用支援の充実	
35		■日常生活自立支援事業の利用促進	
36	2(6)人材の確保と育成	■虐待の防止等に関する周知・啓発	7
37		■福祉・介護の仕事の魅力の「見える化」	
38	3(1)保健事業の充実	■事業者との連携強化	6
39		■妊婦健康診査の充実	
40		■乳幼児健康診査の充実	
41		■乳幼児訪問指導の充実	
42		■各種健康診査・事後指導の充実	
43		■健康づくり事業の推進	
44		■精神保健に関わる相談援助体制の整備	
45		■職員の研修等の充実	
46	3(2)医療体制の充実と連携強化	■継継続した支援体制の整備・関係機関との連携	7
47		■感染症対策の充実	
48		■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
49		■地域の医療提供体制の構築	
50		■医療的ケア児等の支援体制の構築	
51		■医療費助成の周知	
52	3(2)医療体制の充実と連携強化	■かかりつけ医の奨励	

番号	施策	具体的な取組	ページ
53	3(2)医療体制の充実と連携強化	■在宅歯科診療・訪問口腔衛生指導の周知	8
54	4(1)療育の充実	■「あゆみの家」の充実	
55		■相談支援体制の強化	
56		■保護者に対する障がい受容支援	
57		■継続的な支援システムの構築	
58		■保護者等の交流の場づくり	
59	4(2)保育・幼児教育の充実	■インクルーシブ保育（統合保育）の推進	9
60		■子育て相談の充実	
61		■障がい児の受け入れ体制の充実	
62		■保育士、教員の資質向上	
63	4(3)インクルーシブ教育の推進	■インクルーシブ教育を推進するための多様な学びの場の充実	
64		■障がいに応じた特別支援学級の設置	
65		■療育の一貫性の確保	
66		■進路指導の充実	
67		■個別の教育支援計画・指導計画の活用	
68	5(1)雇用の促進	■学校教育施設のバリアフリー化の推進	10
69		■障がい者雇用についての啓発	
70		■市の法定雇用率の達成	
71		■精神障がいのある人の就労の促進	
72		■就労移行支援・就労継続支援・就労選択支援事業の参入促進	
73		■一般就労が困難な人の就労の場への支援	
74		■障がい者雇用に関する「見える化」の促進	
75		■多様な就労体験・実習の場の確保	
76	5(2)就労後の支援の充実	■優先調達の推進	11
77		■障がい者の就労定着への支援	
78	5(3)スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進	■職場における合理的配慮の提供義務等の周知と啓発	12
79		■スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化の推進	
80		■スポーツ・レクリエーション、文化活動にかかるイベントの支援	
81		■スポーツ教室の充実	
82		■スポーツ大会等への参加支援	
83		■スポーツ施設の利用促進	
84		■スポーツ活動関連情報の提供	
85		■障がい者スポーツの普及	
86	6(1)ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進	■障がい特性に合わせた参加しやすい環境づくり	
87		■障がいの特性に応じた文化活動への参加機会の拡充	
88		■ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進	
89		■公共施設等のバリアフリー化の推進	
90		■民間施設のバリアフリー化の推進	
91	6(2)外出・移動支援の充実	■こころのバリアフリー化の推進	13
92		■障がい者補助犬の受け入れ	
93		■障害福祉サービスによる外出支援	
94		■タクシー料金の助成による外出支援	
95		■ふれ愛タクシーによる外出支援	
96	6(3)災害時の地域支援体制の充実	■自動車運転免許取得費等の助成	
97		■交通事業者との連携強化	
98		■避難行動要支援者に対する支援の推進	
99		■地域防災体制の強化	
100	6(4)福祉避難所の整備	■避難路確認の周知	14
101		■福祉避難所の整備	
102		■緊急通報システムの普及等	

番号	施策※	具体的な取組	内容	担当課	令和6年度までの取組と課題	事業名・取組 の名称	令和7年度の取組	
							◎新規 ○改善 □継続	
1	1 (1) 障がいに対する理解の促進	■障がい特性に対する住民への理解・啓発の推進	広報紙やホームページ、各種研修、イベント等を通して、障がい福祉に関する制度や、障がいのある人とその障がい特性に対する住民、職員等の理解・啓発を推進します。	福祉課	・広報紙、ホームページを用いて情報提供を行った。 ・必要な人へヘルプマークを配付した。 ・市の主な行事に手話通訳、要約筆記を派遣し、聴覚障害者に対する理解、啓発に努めた。 ・市民、職員、障害福祉サービス事業所向けに手話講座を開き、理解の促進を図った。	・意思疎通支援事業	□	・引き続き様々な媒体を用いて情報提供を実施する。 ・引き続き手話講座を開催する。
2		■地域共生の理念の普及	障がいの有無にかかわらず、すべての市民が「自助」や「互助」の重要性や地域の課題に対し当事者として向き合うことの必要性を理解するように、「地域共生」の理念を、さまざまな機会を利用して周知していきます。	福祉課	・人権研修会として「子どもが生きやすくなる合理的配慮とは」をテーマに児童と接する上での合理的配慮等に関する講演を行い、41人が参加した。		□	・当年度においても地域共生の理念の周知に資する内容で人権研修会を開催する。
3		■コミュニケーション手段の利用促進	コミュニケーションボードの普及・啓発、イベント等における手話通訳、要約筆記の設置により多様なコミュニケーション手段の利用促進に繋げるとともに、手話言語条例の制定について、聴覚障がい当事者団体との意見交換などを踏まえながら研究に努めます。	福祉課 行政課	(福祉課) ・市の主要なイベント等に手話通訳を派遣した。 (行政課) ・衆議院議員総選挙に従事する職員向け説明会資料にコミュニケーションボードに関する内容を記載した。 ・衆議院議員総選挙において、市ホームページや広報にて点字投票や代理投票の説明を掲載した。		□	(福祉課) ・市の主要なイベント等に手話通訳を派遣する。 (行政課) ・参議院議員通常選挙に従事する職員向け説明会資料にコミュニケーションボードに関する内容を記載する。 ・参議院議員通常選挙において、市ホームページや広報にて点字投票や代理投票の説明を掲載する。
4	1 (2) 差別解消に向けた取組の推進	■「障害者差別解消法」についての周知・啓発	広報紙やホームページ、各種研修、イベント等を通して、障害者差別解消法の理念や「障害を理由とする差別」、「合理的配慮」といった内容について周知・啓発を行うとともに、障がいと障がいのある人に関する正しい知識の普及や理解の促進に努めます。	福祉課 秘書人事課	・障害者差別解消法の理念等についてホームページに掲載した。 ・人権研修会において合理的配慮に関する講演を実施した。		□	・ホームページで障害者差別解消法の理念等について掲載する。
5		■障がいを理由とする差別の禁止	「障がいを理由とする差別」を一切しないよう、民間事業者に対して求めるとともに、障がいを理由とする差別の具体的な事例等の周知に努めます。	福祉課	・障害者差別解消法の理念等についてホームページに掲載した。		□	・ホームページで障害者差別解消法の理念等について掲載する。
6		■手続や選挙における合理的配慮の提供	行政手続等において合理的配慮が提供されるよう、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の徹底に努めるとともに、市庁舎や投票所において意思疎通を支援するため、コミュニケーションボードの設置や代理投票支援カードの導入等、様々な場面で合理的配慮の提供が充実するよう努めます。	福祉課 行政課	(福祉課) ・岩倉市職員を対象とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を改訂した。 (行政課) ・衆議院議員総選挙において、投票所にコミュニケーションボードを設置した。 ・50音表を窓口を設置した		□	(福祉課) ・対応要領の周知を図る。 (行政課) ・参議院議員通常選挙において、投票所にコミュニケーションボードを設置する。 ・50音表を窓口を設置する。
7	1 (3) 福祉教育の充実	■福祉教育の充実	「総合的な学習の時間」の中で、引き続き障がいのある人への理解や人権などのテーマを取り上げるとともに、社会福祉協議会の指定する福祉協力校が行っている福祉実践教室など福祉教育の充実に努めます。	学校教育課 福祉課	・「総合的な学習の時間」を中心に社会福祉協議会と協力して福祉実践教室を行い、障がい者や高齢者の理解促進に努めた。また、ユニバーサルデザイン研究会の協力を得て、UD講座を実施するなど福祉教育の充実に図った。		□	・「総合的な学習の時間」を中心に社会福祉協議会と協力して福祉実践教室を行い、障がい者や高齢者の理解促進に努める。また、ユニバーサルデザイン研究会の協力を得て、UD講座を実施するなど福祉教育の充実に図る。
8		■福祉体験学習等の推進	小中学校での福祉教育を推進するため、精神障がいへの理解をはじめとした福祉体験学習などへの指導、支援を行います。	学校教育課 福祉課	・魅力ある学びづくり支援事業として、助産師を講師として招き産道体験や赤ちゃんだっこ体験などを行い、命の大切さを学んだ。	・魅力ある学びづくり支援事業	□	・魅力ある学びづくり支援事業として、助産師を講師として招き産道体験や赤ちゃんだっこ体験などを行う。

番号	施策※	具体的な取組	内容	担当課	令和6年度までの取組と課題	事業名・取組 の名称	令和7年度の取組	
							◎新規 ○改善 □継続	
9	1 (3) 福祉教育の充実	■交流及び共同学習の促進	学校生活のさまざまな場面で、障がいの有無にかかわらず子どもたちが共に活動する機会を積極的につくることによって、お互いを理解し支え合える心が育まれるような環境づくりを進めます。	学校教育課	・通常学級と特別支援学級の児童生徒が給食や特定の教科において同じ時間を過ごすことにより、児童生徒同士の交流を図った。		□	・通常学級と特別支援学級の児童生徒が給食や特定の教科において同じ時間を過ごすことにより、児童生徒同士の交流を図る。
10		■教職員の指導力向上	教職員については、障がいと障がいのある子どもについての知識と理解を深め、児童生徒への指導力向上を図るための研修を充実します。	学校教育課	・外部講師による事例検討会や担当者会、研修会等を開催し、教職員、特別支援教育支援員等が専門的な知識を高め、指導力の向上に努めた。		□	・研修会等を開催し、専門的な知識を高め、指導力の向上に努める。
11		■生涯学習における福祉教育の推進	生涯学習の一環として、障がいや人権などをテーマとした講演や映画上映を行い、市民の障がいと障がいのある人への理解を深めていきます。	生涯学習課 福祉課	・生涯学習講座内の男女共同参画講座にて、人権や多様性などについて理解を深める講座を開催した。	・生涯学習講座	□	・生涯学習講座内の男女共同参画講座にて、人権や多様性などについて理解を深める講座を開催する。
12	1 (4) 交流の促進	■岩倉市障害者連絡協議会の活動支援	障がいのある人が、個々の障がいの枠を超えて、お互いの障がいについての理解を深め、共通する問題を解決していくために、岩倉市障害者連絡協議会の活動を通じて障がいのある人及び当事者団体間の交流を支援します。	福祉課	・岩倉市障害者連絡協議会へ補助金を交付し、活動支援を行った。		□	・岩倉市障害者連絡協議会へ補助金を交付し、活動支援を行う。
13		■当事者団体の「見える化」の促進	広報紙、ホームページ等を通じて、障がいのある人の当事者団体等の活動を紹介するとともに、福祉課窓口等に当事者団体等の作成したチラシを設置するなど、当事者団体等の活動の「見える化」を支援し、各団体の活動の活性化を促進します。。	福祉課	・手話サークルこいのぼりと協力し、広報に手話コーナーを掲載した。 ・当事者団体から依頼のあった行事等を広報紙に掲載した。また当事者団体のチラシも窓口に設置した。		□	・手話サークルこいのぼりと協力し、広報に手話コーナーを掲載する。 ・当事者団体から依頼のあった行事等を広報紙に掲載した。また当事者団体のチラシも窓口に設置する。
14		■社会参加の場の確保	市民の地域活動の場として整備されている市民プラザやふれあいセンター、地域交流センター、多世代交流センターの活用を促進し、障がいのある人が気軽に社会参加できる場を確保します。	福祉課	・障がい者が引き続き利用できるよう努めた。		□	・障がい者が引き続き利用できるよう努める。
15	2(1) 生活場の確保	■当事者団体の活動支援	障がいのある人の積極的な社会参加を促進するために、精神障害者家族会をはじめ各当事者団体等が主催する交流の場や、ピアカウンセリングなどの活動を支援するとともに、団体間の交流や連携を支援します。	福祉課	・月1回であみ〜ごの開催を支援した。感染症対策を取りながら、時間を短くするなど工夫して開催することができた。 年12回、延べ参加人数102人		◎	・引き続き月1回開催されるあみ〜ごの支援を行っていく。 ・あみ〜ごに関し、ボランティアが不足しているため、愛知県の実施する事業を活用し、講座を開催し、併せてボランティアの募集を行う。
16		■障がいのある人を支援するボランティアの育成と活動支援	障がいのある人の日常生活や社会参加への支援が円滑に行われるよう、社会福祉協議会と連携して、障がいのある人を支援するボランティアの育成に取り組みます。また、支援が必要な障がいのある人とボランティアをコーディネートする機能を充実させます。	福祉課	・各種ボランティア養成講座の市広報への掲載、講座への協力など、ボランティアの育成に努めた。		◎	・あみ〜ごに関し、ボランティアが不足しているため、愛知県の実施する事業を活用し、講座を開催し、併せてボランティアの募集を行う。
17		■当事者団体への参加促進	障がいのある人同士の交流やコミュニケーションの機会を広げるとともに情報共有が図れるよう、障がいのある人に当事者団体への参加を促します。	福祉課	・福祉課窓口に当事者団体のチラシを設置した。また、新規に障害者手帳の発行をする際に配布した。		□	・当事者団体のチラシ配布については、窓口、障害者手帳交付時において継続して実施する。
18		■地域生活への移行支援の充実	グループホームで自立した地域生活を営むことができるよう、短期の入居生活を行い、自活能力を向上させる地域生活体験事業を実施し、地域生活への移行支援の充実を図ります。	福祉課	・今後グループホームへ入居の可能性のある障がい者に対して体験利用決定を行った。		□	・必要に応じてサービスの支給決定を行い、関係機関とともに障がい者の支援を行い、地域生活支援拠点の整備を進める。

番号	施策※	具体的な取組	内容	担当課	令和6年度までの取組と課題	事業名・取組 の名称	令和7年度の取組	
							◎新規 ○改善 □継続	
19	2(1)生活 場の確 保	■住宅改善の 推進	障がいのある人の快適な住まいを確保するため、身体障害者住宅改善費助成事業を引き続き実施するとともに、相談や専門的なアドバイスにより、適切な住宅改修ができるようリフォームヘルパー派遣事業も引き続き実施します。住宅改修を必要とする人が、適切な改修を行えるよう両制度の周知を図ります。	福祉課 長寿介護課	・広報及びホームページへの掲載や高齢者サービス一覧を窓口カウンターへ設置するとともに、ケアマネジャーや民生委員の会議などでも周知した。 ・作業療法士、建築士、長寿介護課職員によるリフォームヘルパーを派遣（令和6年度4件）	・岩倉市リフォームヘルパー派遣事業 ・岩倉市高齢者住宅改善費助成事業	□	・継続して広報・ホームページでの事業の周知を行い、併せてケアマネジャー等への周知することにより、事業の普及に努める。 ・作業療法士、建築士、長寿介護課職員によるリフォームヘルパーを派遣する。
20		■訪問系サービスの充実	障がいのある人の地域における自立した暮らしを支えるために、居宅介護、行動援護、同行援護等の訪問系サービスを実施します。利用者のニーズに対し的確に応えられるよう、必要に応じて事業者の参入を促進し、サービス提供基盤の充実を図ります。	福祉課	・市役所窓口や基幹相談支援センターでの相談支援などを通じて利用者ニーズを把握し、障害福祉サービスの利用や福祉サービス事業所につなげた。		□	・利用者ニーズを変化に把握しながら、ニーズに応えられるよう関係機関とともに協働しながらサービス提供体制の充実を図る。
21		■日中活動系サービスの充実	障がいのある人の日中活動の場の確保と、多様な障がいの特性に応じた活動の場が選択できるよう、生活介護や就労継続支援、地域生活支援事業の地域活動支援センターについて利用者ニーズの把握と、事業所情報の把握に努め必要なサービスの確保を図ります。また、短期入所については、身近な地域での利用ができるよう事業者の参入を促進します。特に、重症心身障がい者に対する生活介護と短期入所が提供できる体制を、市内事業者と連携して整えていきます。	福祉課	・卒業後に就労継続支援B型事業所を利用希望する人等を対象に、就労アセスメント実施のために就労移行支援の障害福祉サービス支給決定を行った。 ・日中活動の場として、市内に就労支援B型事業所が1か所開所し、基幹相談支援センター等を通じて日中活動を希望する障がい者へ情報提供に努めることができた。		□	・引き続き、関係機関と連携を図り家族を含めた支援の実施とニーズの把握に努める。
22		■地域生活支援の拠点づくり	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援の拠点づくりを進め、障がいのある人の入所施設・病院からの地域生活への移行、親元からの自立を支援します。	福祉課	・市内障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター、包括支援センター等関係機関との情報共有、連携を図り障がい者の相談支援等へ取り組みを行った。		□	・引き続き関係機関と情報共有を行うとともに、近隣市町の取り組みを調査、検証し、本市の実情に合った地域生活支援拠点の整備に努める。
23	2（2）生活支援の充実	■コミュニケーション支援の充実	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人、また聴覚障がいのある人等とのコミュニケーションを図る必要がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うとともに、制度の周知に努めます。	福祉課	手話通訳、要約筆記 令和元年度：45件、7件 令和2年度：17件、0件 令和3年度：29件、1件 令和4年度：28件、2件 令和5年度：17件、3件 令和6年度：37件、5件 ・手話通訳・要約筆記者派遣事業のチラシを窓口に設置した。		□	・引き続き手話通訳・要約筆記の派遣を実施するとともに、窓口等における制度の周知に努める。
24		■相談支援体制の強化	基幹相談支援センターを活用し、多様な相談ニーズに応じられるよう体制を整備するとともに、指定特定相談支援事業所等との事例検討会の定期的な開催等を通じ、地域の相談支援体制の更なる充実を図ります。	福祉課	・基幹相談支援センターにより相談支援体制を充実させるとともに、児童発達相談支援事業を市内の児童発達支援センターに委託し、更なる充実を図った。 ・地域自立支援協議会の個別支援会議にて市内の指定特定相談支援事業所と情報共有を行い、相談支援の資質向上及び相談支援体制の充実を図った。		□	・基幹相談支援センター・児童発達相談支援支援事業により、多様な相談ニーズに応じることができる体制を充実させる。 ・地域自立支援協議会の相談支援部会における事例の検討を充実させる。

番号	施策※	具体的な取組	内容	担当課	令和6年度までの取組と課題	事業名・取組 の名称	令和7年度の取組	
							◎新規 ○改善 □継続	
25	2 (3) 相談の充実	■障害福祉サービスの利用支援	障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の障害福祉サービスの利用支援を行います。	福祉課	・基幹相談支援センターを中心として、相談に応じて情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行った。		□	・引き続き基幹相談支援センターを中心として、相談に応じて情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行う。
26		■包括的な相談支援体制の検討	障がいのある人と高齢の親が同居している世帯など、課題が複合化しており、障がい者施策だけでは適切な解決策を講じることが困難なケースが増えてきています。こうしたケースに対応する包括的な相談支援体制の整備を検討していきます。	福祉課 長寿介護課	(長寿介護課) ・地域包括支援センターにおいて総合相談の受付を行った。(令和6年度1,881件) ・課題が複合化している困難ケースについて、ケース会議を通じて外部機関や他部署との連携を図った。(福祉課) ・課題が複合化しているケースについて、重層的支援体制により包括的に相談に対応する体制を整備した。	・地域包括支援センター運営事業 ・重層的支援体制整備事業	○	・地域包括支援センターにおける総合相談受付、ケース会議の開催に加えて、地域ケア会議においても、支援困難ケース型の個別ケースについて検討を行う。 ・重層的支援体制の充実を図る。
27		■ピアカウンセリングの促進	当事者団体等において、障がいのある人自身がカウンセラーとなって、障がいのある相談者の社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対して個別援助や支援を行うピアカウンセリングの実施を支援します。	福祉課	・「あみ〜ご」等当事者同士が交流できる場を支援し、ピアカウンセリング等の効果等について検討した。		□	・引き続き、ピアカウンセラー導入自治体等の調査を行う。
28		■家族支援の充実	障がいのある人の家族等について、総合的に相談に応じ、障がいに関する情報提供を始め、必要な支援に繋ぐことができるよう体制を整備します。	福祉課	・基幹相談支援センター・児童発達相談支援事業等において、家族等の相談を受け付け、必要に応じて障害福祉サービスや就労支援事業に繋いだ。		□	・引き続き、基幹相談支援センター・児童発達相談支援事業を中心として家族支援を行う。
29	2 (4) 情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実	■福祉サービスに関する情報提供の充実	各事業所のサービス内容などをわかりやすくまとめた福祉サービスの手引きを作成します。また、相談支援事業を活用した情報提供の充実を図ります。	福祉課	・障がい福祉サービスのガイド冊子や事業所案内などをサービス利用者に配布した。 ・広報、市のホームページにて周知を図った。		◎	・岩倉市地域自立支援協議会において市内事業所を紹介する冊子を製作する。 ・引き続き障がい福祉サービスのガイド冊子等を配布するとともに、広報、市のホームページにて周知を図る。
30		■障がいのある人への情報提供の充実	文字による情報入手が困難な視覚障がいのある人が、日常生活を送る上で必要度の高い情報を定期的に入手できるよう、「声の広報」などの情報提供を充実します。また、市内のボランティア団体の協力を得ながら、市の発行する印刷物の点訳化・音訳化に努めます。	福祉課	・「声の広報」などの情報提供に努めた。		□	・引き続き「声の広報」などの周知に努める。
31		■障害者手帳交付時の情報提供の充実	障害者手帳交付時に、福祉サービスの手引きなどや各種パンフレットなどを活用し、情報提供の充実を図るとともに、当事者団体等の活動を紹介します。	福祉課	・障害者手帳交付時に各種案内を実施し、障がい者団体に関する案内を手帳交付時に配布した。		□	・引き続き手帳交付時の各種案内を実施し、障がい者団体に関する案内を手帳交付時に配布する。
32		■情報提供にかかわるボランティア等の育成	社会福祉協議会などと連携をとりながら、点字・点訳、拡大写本、手話通訳・要約筆記、対面朗読などのボランティアの養成を図ります。	福祉課	・各種ボランティア養成講座の市広報への掲載、講座への協力など、ボランティアの育成に努めた。		□	・引き続き各種ボランティア養成講座等の周知に努める。
33		■ユニバーサルデザインの考え方に基づく情報提供	広報紙やホームページをはじめ市が情報提供を行う際には、誰もがわかりやすいユニバーサルデザインの考え方に基づき行うよう努めます。	秘書人事課	・広報紙にはUDフォントを利用して見やすさに配慮した。 ・広報紙の音訳版を作成し、市ホームページへ上げたほか、CDを施設に設置、対象者へ郵送した。 ・広報いわくら拡大版を作成し、情報サロン、さくらの家、南部老人憩の家、図書館、社会福祉協議会へ提供した。 ・市ホームページのウェブアクセシビリティの確保に努めた。		□	・広報紙にはUDフォントを利用して見やすさに配慮する。 ・広報紙の音訳版を作成し、市ホームページへ上げたほか、CDを施設に設置、対象者へ郵送する。 ・広報いわくら拡大版を作成し、情報サロン、さくらの家、南部老人憩の家、図書館、社会福祉協議会へ提供する。 ・市ホームページのウェブアクセシビリティの確保に努める。

番号	施策※	具体的な取組	内容	担当課	令和6年度までの取組と課題	事業名・取組 の名称	令和7年度の取組	
							◎新規 ○改善 □継続	
34	2 （5） 権利擁護の 推進・虐待の 防止	■成年後見制度利用支援の充実	中核機関である尾張北部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度について周知・啓発や制度利用支援に努めます。また、後見候補者の確保、育成として、法人後見実施法人育成の取組や市民後見人養成事業を実施し、地域における権利擁護支援体制の充実を図ります。	福祉課 長寿介護課	・成年後見制度のチラシを窓口カウンターへ設置し、ホームページにより成年後見制度利用支援事業を周知した。 ・市民後見人養成研修の周知を図るため、チラシを窓口カウンターへ設置し、包括支援センターへ情報提供を行った。	・成年後見制度利用支援事業	○	・チラシの設置やホームページで周知するとともに、尾張北部権利擁護支援センターとの連携を強化し、成年後見制度の普及に努める。 ・後見監督人等への報酬助成の拡大を図る。
35		■日常生活自立支援事業の利用促進	判断能力に不安のある人が、地域で自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会との連携を強化しながら、制度のさらなる周知と利用促進を図ります。	福祉課	・支援が必要な障がい者に対して利用のための支援を実施し、利用者に対しては社会福祉協議会と連携し相談支援を実施した。		□	・引き続き、支援が必要な障がい者の相談対応等を実施する。
36		■虐待の防止等に関する周知・啓発	障害者虐待防止法に基づく虐待の通報義務をはじめ、障がい者虐待の防止等に関する制度の周知・啓発を図ります。	福祉課	・広報に「障害者週間」について掲載し、障害のある人の理解の推進に努めた。		□	・引き続き広報等による周知を実施する。
37	2 （6） 人材の確保と育成	■福祉・介護の仕事の魅力の「見える化」	広報紙やホームページをはじめ、市のかかわるイベントなどさまざまな機会を活用して、福祉・介護の仕事の意義と魅力をPRし、多くの市民に知ってもらうことで、福祉・介護に携わる人材の確保を図ります。	福祉課 長寿介護課	・市広報に「介護に関する入門的研修」に関する記事を、ホームページに「介護の魅力ネット・あいち」へのリンクを掲載した。 ・二十歳のつどいで介護の仕事の魅力を伝えるチラシを配布した。 ・高校生派遣インターンシップ事業を介護事業所に案内し、受け入れてもらうことによって介護の魅力を発信した。 ※市役所からの発信のみとなっており、現に介護の仕事を行っている事業所からの発信がない。		○	・広報・ホームページで周知するとともに、介護事業所におけるインターンの受け入れ、介護事業所職員を講師とした介護の仕事の魅力を発信する研修を開催するなど、介護の魅力の見える化に努める。また、二十歳のつどいにおいてもチラシを配布する。
38		■事業者との連携強化	市内のサービス提供事業者との連携を強化し、本市における福祉・介護サービスの質の維持向上を図るため、情報共有を行います。また、サービス提供事業者と意見交換をしながら、人材の確保の視点で取組を検討します。	福祉課 長寿介護課	・市内の地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対して運営指導を、居宅介護支援事業所に対しケアプランチェックを行い事業所の質の向上に努めた。また、集団指導を行い、人材確保の取組について情報共有を行った。（令和6年度運営指導：地域密着4事業所、居宅4事業所 ケアプランチェック：12件）		□	・運営指導、ケアプランチェック及び集団指導を行い、介護サービスの質の維持向上を図るとともに、人材の確保についての取組について意見交換を行う。
39	3 （1） 保健事業の充実	■妊婦健康診査の充実	障がいなどの早期発見や安全な妊娠、分娩を目的とする妊婦健康診査の充実に努めます。	健康課	・経済的な負担軽減を目的に、低所得妊婦の初回産科受診料助成事業を実施。（令和6年度新規事業：3件）	・低所得妊婦の初回産科受診料助成事業	□	・低所得妊婦の初回産科受診料助成事業について、引き続き母子健康手帳交付時に該当する妊婦へ案内・周知をしていく。
40		■乳幼児健康診査の充実	障がいなどを早期に発見し適切な療育指導に結び付けるために、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の充実に努めます。	健康課	・4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を各年18回実施。 （令和6年度受診率：4か月児健康診査99.5％ 1歳6か月児健康診査99.7％ 3歳児健康診査99.4％）	・4か月児健康診査事業 ・1歳6か月児健康診査事業 ・3歳児健康診査事業	□	・4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を引き続き実施する。
41		■乳幼児訪問指導の充実	継続的な保健指導が必要な乳幼児に対して、保健師などによる訪問指導の充実に努めます。	健康課	・乳幼児健康診査の要支援児、妊産婦、新生児、乳児を対象に保健師、助産師等による訪問指導を実施。（令和6年度延件数：912件） ・伴走型相談支援として、妊娠期から子育て期の子どもとその家族を対象に訪問指導を実施。（令和6年度858件）	・訪問指導事業 ・い〜わ子育て応援事業	□	・今後も保健指導が必要な妊産婦・乳幼児等に訪問指導を実施する。 ・妊娠中から子育て期を切れ目なく支援するため、関係機関との情報共有・連携を図る。

番号	施策※	具体的な取組	内容	担当課	令和6年度までの取組と課題	事業名・取組 の名称	令和7年度の取組	
							◎新規 ○改善 □継続	
42	3 (1) 保健事業の充実	■各種健康診 査・事後指導 の充実	がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査及び健診結果に基づく事後指導の充実に努めます。	健康課 市民窓口課	(健康課) ・がん検診等を実施した。 (がん検診4,052人、ヤング健診(健康診査)165人、骨粗しょう症検査540人、肝炎ウイルス検査45人) (市民窓口課) ・国民健康保険・後期高齢者医療加入者を対象に特定健診・健康診査および人間ドック・脳ドックを実施。 ・特定健診・人間ドック受診者のうち、生活習慣病の発症前段階であるメタボリックシンドロームが疑われる人に対し、管理栄養士・保健師による特定保健指導を実施。 (実績)(令和7年3月末現在) ・特定健診等受診者数 特定健康診査等(国保)1,002人(後期)1,345人 脳ドック・脳検査(国保)56人(後期)41人 人間ドック(国保)935人(後期)467人 ・特定保健指導実施者数77人 ※特定健診・健康診査の受診者率が減少傾向にある。受診者も固定化してきているため、新規受診者の獲得に努める必要がある。	・がん検診等事業 ・健康診査事業 ・特定健康診査等事業	□	(健康課) ・がん検診等を実施する。 (市民窓口課) ・国民健康保険・後期高齢者医療加入者を対象に特定健診・健康診査および人間ドック・脳ドック・脳検査を実施する。 ・特定健診・人間ドック受診者のうち、生活習慣病の発症前段階であるメタボリックシンドロームが疑われる人に対し、管理栄養士・保健師による特定保健指導を実施する。
43		■健康づくり 事業の推進	生活習慣病の予防と積極的な健康増進を図るため、健康づくりの三大要素である「栄養」、「運動」、「休養」のそれぞれの視点から、各種健康づくり事業を進め、機会あるごとに啓発活動を行います。	健康課	・睡眠とこころの健康講座を実施。 (令和6年度：3回延べ56人) ・健幸チャレンジ教室を実施。(令和6年度：3回延べ68人)	・健康増進事業による健康教育	□	・睡眠とこころの健康講座と健幸チャレンジ教室を実施する。
44		■精神保健に関わる相談援助体制の整備	専門職に相談できる機会として、臨床心理士によるこころの健康相談を引き続き実施します。	健康課 福祉課	・臨床心理士によるこころの健康相談を実施。(R6年度：計24回 延べ36人)	・臨床心理士によるこころの健康相談	□	・臨床心理士によるこころの健康相談を実施する。
45		■職員の研修 等の充実	発達の遅れのある子どもの保護者に対する指導向上のため、関係部署における職員の研修などを充実します。	健康課 こども家庭課 福祉課	(こども家庭課) ・愛知県医療療育総合センターの職員やこども発達支援センターの職員を招き、ケース検討会を実施し、専門的な助言を受けて人材育成に努めた。 ・療育支援事業12回(内講演会2回、ケース検討会8回) ※多様な特性を持った子どもへの対応が課題である。 (健康課) ・保育園職員・児童クラブ職員・市内児童発達支援事業所職員向けに支援方法の研修講師に作業療法士を派遣した。(令和6年度：3回延べ82人)	・療育支援事業 ・派遣依頼による健康教育	○	(こども家庭課) ・愛知県医療療育総合センターの職員をはじめとする関係機関の専門家を招き、ケース検討会を実施し、専門的な助言を受けて人材育成を行う。 (健康課) ・保育園職員向けに支援方法の研修講師に作業療法士を派遣した。(令和7年度：1回延べ32人)
46		■継続した支援体制の整備・関係機関との連携	障がいや発達の遅れの発見後は、児童相談センター、医療機関、保健所などと連携し、的確な相談指導や医療機関の紹介などを行う体制づくりに努めます。また、保健所と連携し、在宅で療養する難病患者などに対する保健師の訪問指導や情報提供の充実に努めます。	健康課 こども家庭課 福祉課	(こども家庭課) ・あゆみの家では引き続き、子ども一人ひとりの状況に合わせて保護者に対し、児童相談センター、医療機関、相談支援事業所や児童発達支援事業所を紹介した。また、相談支援事業所や児童発達支援事業所との連携強化に努めた。 ※親子に対する切れ目のない支援体制を構築することが引き続き課題である。 (健康課) ・専門医療機関の一覧を準備し必要な保護者に丁寧に紹介をしている。 ・医療機関受診時、保護者に同意を得て情報提供を行うとともに、令和6年度から児童発達支援センターと連携を密にし途切れのない相談支援体制を整えている。	・子ども発達相談事業 ・乳幼児健康診査事業 ・3歳児健診事後指導教室	○	(こども家庭課) ・あゆみの家において、保健センターや愛知県医療療育総合センター、一宮児童相談センター及び民間事業所も加えて、顔の見える支援体制づくりを進めることで、的確に相談指導や関係機関への紹介を円滑に行う。 (健康課) ・専門医療機関の一覧を随時更新している。 ・医療機関に情報提供を行うとともに、児童発達支援センターと連携し途切れのない相談支援体制を整えている。
47		■感染症対策の充実	新型コロナウイルス感染症を含めた感染症について、関係機関と連携し、家族や支援者の協力を得ながら、障がいのある人の感染予防対策を講じるとともに、障がいのある人が感染した場合の支援体制を整備し、即応対策を講じます。また、感染拡大防止の取組のための障害福祉サービス事業支援を実施します。	健康課 福祉課	・定期予防接種の実施、任意予防接種の助成 ・新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて、感染症の発生時に備えている。	・予防接種事業	□	・定期予防接種の実施、任意予防接種の助成 ・新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて、感染症の発生時に備えている。
48		■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、医療機関、相談支援事業者、保健所、市などとの重層的な連携による支援体制の構築をめざし、精神障がいのある人の地域への移行を促進します。	福祉課 長寿介護課 健康課	(健康課・福祉課) ・こころの居場所あみ〜ごの活動を支援している家族会やボランティアグループの支援。(令和6年度：12回延98人) (長寿介護課) ・地域ケア会議において、自立支援型の個別ケースについて、保健師や医療関係者、介護関係者などと協議を行い、対応方法及び地域課題の検討を行った。(令和6年度4件) ※提出事例のケースが自立支援型のみとなっており、支援困難ケース検討型の事例提出がない。	・地域ケア会議	◎	(健康課・福祉課) ・あみ〜ごに関し、ボランティアが不足しているため、愛知県の実施する事業を活用し、講座を開催し、併せてボランティアの募集を行う。 (長寿介護課) ・地域ケア会議を開催し、自立支援型の個別ケースについて協議を行うとともに、支援困難ケース検討型の事例についても対応方法及び地域課題の検討を行う。

番号	施策※	具体的な取組	内容	担当課	令和6年度までの取組と課題	事業名・取組 の名称	令和7年度の取組	
							◎新規 ○改善 □継続	
49	3 (2) 医療体制の充実と連携強化	■地域の医療提供体制の構築	障がいのある人が安心して地域で医療を受けられるよう、医療機関や医師会と連携して、地域における医療提供体制の構築をめざします。	福祉課 長寿介護課 健康課	(健康課) ・休日急病診療所の運営、第2次救急医療・小児救急医療を行う医療機関への補助 (長寿介護課) ・岩倉市在宅医療・介護サポートセンターのチラシを窓口カウンターに設置し、在宅医療の相談窓口として市民向けに周知した。在宅医療・介護連携推進ネットワーク会議を通じて連携に努めた。	・休日休業診療所事業 ・第2次救急医療対策事業費補助金 ・在宅医療・介護連携推進事業	□	(健康課) ・休日急病診療所の運営、第2次救急医療・小児救急医療を行う医療機関への補助を行う。 (長寿介護課) ・岩倉市在宅医療・介護サポートセンターの周知に努めるとともに、医療・介護関係者の連携強化に努める。
50		■医療的ケア児等の支援体制の構築	医療的ケアを要する子どもについては、学校生活、障害福祉サービスの利用が難しい、緊急時の受け入れ先がないなどの課題があります。地域で必要な支援を受けられるとともに、緊急時の受け入れができるよう、関係機関が協力して総合的な支援体制の構築をめざします。	福祉課 こども家庭課 健康課 学校教育課	(こども家庭課) ・こども家庭課、福祉課、健康課で情報共有を図りながら、公立保育園で医療的ケア児の保育を実施した。今後も様々な障害を持った子どもが必要な支援を受けられるような体制が必要である。 (学校教育課) ・令和6年度から新たに医療的ケアが必要な児童が市内小学校に通学したことから、対象校に看護師を派遣し、医療的ケア児の支援体制を整えた。令和7年度に新たに対象者となる児童の支援に向けた事前面談や看護師の研修を行った。 (健康課) ・医療的ケアを必要する子どもの支援について、継続したサービスの提供を行った。	・医療的ケア児支援事業 ・利用者支援会議 ・医療的ケア児と家族に対する支援ネットワーク構築に係る検討会議	○	(こども家庭課) ・関係部署及び医療機関と緊密に連携をとりながら、医療的ケア児の保育を実施する。 (学校教育課) ・医療的ケアが必要な児童が市内小学校に通学していることから、対象校に看護師を派遣し、医療的ケア児の支援体制を整える。 (健康課) ・医療的ケア児と家族に対する支援ネットワーク構築に係る検討会議にて支援体制の整備に向けた情報共有・連携を図る。
51		■医療費助成の周知	福祉医療制度では、一定の要件を満たす人に対し、保険適用医療費の自己負担額の全額が助成されています。受給対象者が制度を利用し安心して医療を受けられるよう、事業の周知を図ります。	福祉課 市民窓口課	・福祉医療制度では、一定の要件を満たす人に対し、保険適用医療費の自己負担額の全額を助成した。また、受給対象者が制度を利用し安心して医療を受けられるようにするため、広報紙、ホームページ等を通じて周知した。	・障害者医療費支給事業	□	・継続して助成を実施するとともに制度の周知、対象者への案内を行う。
52		■かかりつけ医の奨励	二次障がいの予防・早期発見と対応のために、歯科医を含め、かかりつけ医を持つことを奨励します。	健康課	・乳幼児健康診査等において、かかりつけ医の有無について確認し、必要時医療機関の情報提供及びかかりつけ医をもつことを啓発した。(かかりつけ医をもつ児 令和6年度：4か月児71.7%、3歳児89.4%) 歯科 ・幼児期からかかりつけ歯科医を持つことを啓発した 3歳児健診問診(かかりつけ歯科医をもつ児：令和6年度68.4%)	・乳幼児健康診査 ・母子歯科健診事業	□	・乳幼児健康診査及び母子歯科保健事業においてかかりつけ医及び歯科医を持つことを啓発する

番号	施策※	具体的な取組	内容	担当課	令和6年度までの取組と課題	事業名・取組 の名称	令和7年度の取組	
							◎新規 ○改善 □継続	
53	3 (2) 医療体制の充実と連携強化	■在宅歯科診療・訪問口腔衛生指導の周知	一般の歯科診療所への通院が困難な障がいのある人が、気軽に在宅で歯科医療サービス・口腔衛生指導を受けられるよう、本人、家族、事業者等へ訪問歯科診療の周知に努めます。また、必要に応じて介護保険サービス等につなげていきます。	健康課 長寿介護課 福祉課	(健康課) ・在宅歯科診療(尾北歯科医師会)利用者と歯科医師会窓口のパイプ役を担う。 ・訪問歯科健康診査 節目歯科健診等の対象者で寝たきりや重度の障がい等により、通院による歯科健診を受けることができない場合、訪問で歯科健診を受けることができる。 令和6年度:0件 ・歯科医師会にポータブルユニットを貸与し、在宅歯科診療に活用している。 (長寿介護課) ・認定調査時に歯科関連項目の聞き取りを行い、改善が必要な場合は、介護支援専門員に情報提供した。また、要介護認定結果通知時に情報提供のチラシを同封した。	・在宅歯科診療 ・訪問歯科健康診査	○	(健康課) ・在宅歯科診療(尾北歯科医師会)利用者と歯科医師会窓口のパイプ役を担う。インターネットを介して利用申請できるようにする。 ・訪問歯科健康診査 周知方法、申請方法を検討する。 ・引き続き歯科医師会にポータブルユニットを貸与し、在宅歯科診療に活用している。 (長寿介護課) ・認定調査時に歯科関連項目の聞き取りを行い、改善が必要な場合は、介護支援専門員に情報提供するとともに、要介護認定結果通知時に情報提供のチラシを同封するなど周知に努める。
54		■「あゆみの家」の充実	就学前の乳幼児を対象に実施している「あゆみ教室」での児童発達支援事業において、言語療法、作業療法、音楽療法の療育プログラムの充実に努めます。	福祉課 子ども家庭課 健康課	(こども家庭課) ・就学前の乳幼児を対象に実施している「あゆみ教室」での児童発達支援事業において、言語療法、作業療法、音楽療法の療育プログラムの充実に努めた。 (健康課) ・健康課から作業療法担当者として作業療法士を派遣。(令和6年度39回延104人)	・児童発達支援事業	□	(こども家庭課) ・あゆみの家において引き続き専門療育として言語療法、作業療法、音楽療法やリトミックを実施する。 (健康課) ・継続して作業療法士を派遣し作業療法を実施(令和7年度21回 延54人)
55	4 (1) 療育の充実	■相談支援体制の強化	障がいのある子どもの保護者が、その障がいの程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため、保育園や学校などの関係機関との連携を密にした相談支援体制の強化に努めるとともに、相談窓口の周知を図ります。	福祉課 子ども家庭課 健康課 学校教育課	(こども家庭課) ・引き続きあゆみの家所長と保健センター作業療法士が中心となり保育園や学校等の関係機関の職員で幼稚園・保育園を巡り子どもの様子を見て支援者及び保護者に対して支援を行った。 ※親子に対する切れ目のない支援体制を構築することが引き続き課題である。 (学校教育課) ・関係機関との連絡・調整を行う特別支援教育コーディネーターを全小中学校に配置し、特別支援教育校内委員会において児童生徒や保護者への支援体制の充実を図った。 (健康課) ・健康課作業療法士が中心となり、児童発達支援センター相談員、学校教育課職員と保育園・幼稚園・児童クラブに巡回支援し、連携を密にしている。また、園から保護者に保健センター・児童発達支援センターの相談を紹介・勧奨してもらうことで支援につなげた。	・保育園・幼稚園巡回	□	(こども家庭課) ・あゆみの家所長と保健センター作業療法士が中心となり保育園や学校等の関係機関の職員で幼稚園・保育園を巡り子どもの様子を見て支援者及び保護者に対する支援を行う。 (学校教育課) ・関係機関との連絡・調整を行う特別支援教育コーディネーターを全小中学校に配置し、特別支援教育校内委員会において児童生徒や保護者への支援体制の充実を図る。 (健康課) ・各関係機関と連携して巡回支援に取り組み、児童発達支援センター、学校・保育園・幼稚園からの相談へ対応する。
56		■保護者に対する障がい受容支援	障がいの早期発見・早期療育のため、保護者に対する障がい受容支援と、障がいに対する知識の啓発活動を推進します。	福祉課 子ども家庭課 健康課 学校教育課	(こども家庭課) ・あゆみの家では引き続き、保護者に対して、親子通園を通して日々の療育の中で子と親の姿を把握し、特性を理解してかわり方を身につけていけるよう支援を行い、療育支援事業や講演会、あゆみの家の卒園児の保護者との交流を通じて障がいに対する知識の向上を促すことができた。 ・保護者同士でコミュニケーションをとることができるように、保護者が孤立しないようにする必要がある。 (学校教育課) ・関係機関との連絡・調整を行う特別支援教育コーディネーターを全小中学校に配置し、特別支援教育校内委員会において児童生徒や保護者への支援体制の充実を図った。 令和6年度より福祉課が実施している重層的支援体制整備事業において、情報共有を行った。 (健康課) ・1歳6か月児、3歳児健康診査時に「発達障がい」の気付きにつながる資料を配布し、関心と理解を広めた。	・乳幼児健康診査	□	(こども家庭課) ・あゆみの家では、保護者に対して、親子通園を通して日々の療育の中で子と親の姿を把握し、特性を理解してかわり方を身につけていけるよう支援を行い、療育支援事業や講演会、あゆみの家の卒園児の保護者との交流を通じて障がいに対する知識の向上を促す。 (学校教育課) ・関係機関との連絡・調整を行う特別支援教育コーディネーターを全小中学校に配置し、特別支援教育校内委員会において児童生徒や保護者への支援体制の充実を図る。 ・重層的支援体制整備事業において、情報共有を行う (健康課) ・健診時のチラシ配布での啓発活動を継続し、保護者からの相談につなげる。
57		■継続的な支援システムの構築	乳幼児期から学齢期、就労に至る段階まで、保健、医療、教育、福祉、労働などの関係機関との密接な連携を図りながら、教育相談やコーディネートなど、一人ひとりに合わせた継続的に支援できる仕組みを検討します。	福祉課 子ども家庭課 健康課 学校教育課	(こども家庭課) ・あゆみの家では、保健センターや愛知県医療療育総合センター、一宮児童相談センター等と連携しながら早期療育を心がけ児童発達支援を実施した。 ※親子に対する切れ目のない支援体制を構築することが引き続き課題である。 (学校教育課) ・スムーズに小学校生活が送れるよう、2月に各小学校職員が幼稚園・保育園を訪問し、学校での支援について入学前に情報交換を行い検討した。また、6月に幼稚園・保育園職員が卒園児の参観のため、各小学校を訪問し、懇談会を行った。 (健康課) ・乳幼児健診時からあゆみの家、各保育園幼稚園、子育て支援センターと情報共有を行うとともに、就学前には学校教育課と巡回時に連携を行っている。	・保育園・幼稚園巡回	□	(こども家庭課) ・あゆみの家において、保健センターや愛知県医療療育総合センター、一宮児童相談センター及び民間事業所も加えて、顔の見える支援体制づくりを進める。 (学校教育課) ・スムーズに小学校生活が送れるよう、各小学校職員と幼稚園・保育園職員が連携を行う。 (健康課) ・乳幼児健診時からあゆみの家、各保育園幼稚園、子育て支援センター、学校、児童クラブ等様々な関係機関と連携をとり、子どもの支援を継続する。

番号	施策※	具体的な取組	内容	担当課	令和6年度までの取組と課題	事業名・取組 の名称	令和7年度の取組	
							◎新規 ○改善 □継続	
58	4 （1）療育の充実	■保護者等の交流の場づくり	障がいのある子どもの支援が円滑に行われるよう、障がいのある子どもの親同士などの交流の場づくりを推進します。また、「あゆみの家」を利用していたOB等のネットワーク化を支援し、新たなピアカウンセリングの場の創出を進めます。	福祉課 こども家庭課 健康課	（こども家庭課） ・あゆみの家では、引き続き誕生会等の行事、卒園児保護者と現在入園している保護者との交流会を実施し、経験談や近況の報告など保護者同士の情報交換や、卒園児保護者の協力による相談を実施した。 （健康課） ・同じ障がいのある子どもの親が交流を持てるよう、紹介した。 ・健診事後教室で保護者向けの講話と相談をグループで行うことで悩みの共有や交流を図った。支援を行った。 保護者同士でコミュニケーションをとることができるようにし、保護者が孤立しないようにする必要がある。		□	（こども家庭課） ・あゆみの家が主導して保護者同士のつながりの場を設けることで、経験や知識の継承や情報共有を行うことで、保護者の不安を軽減する。 （健康課） ・同じ障がいのある子どもの親、少し先輩の親同士が交流できる機会の調整、面会を実施する。
59	4 （2）保育・幼児教育の充実	■インクルーシブ保育（統合保育）の推進	障がいのある子どもの発達を促すとともに、障がいのない子どもの思いやりの心を育むため、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに保育や教育を受けるインクルーシブ保育を推進します。すべての子どもがより適切な環境の中で保育が受けられるよう、一層の配慮を図るとともに、保育園、幼稚園や専門機関と保護者の連携を強化します。	こども家庭課	・障がい児保育を公立全園（7園）で実施し、合計で43名を受け入れた。今後も様々な障害を持った子どもが必要な支援を受けられるような体制が必要である。		□	・子どもの障がいの有無で区別することなく、保護者の就労等、保育の必要性で判断して保育することにより、インクルーシブ保育を推進する。
60		■子育て相談の充実	地域や家庭での養育環境を整備するため、子育て支援センターに利用者支援員を配置し、子育て相談の充実に図ります。	こども家庭課	・引き続き子育て支援センターに利用者支援員を配置し、発達の相談については保健師へ相談をつなげた。多様化する障がい者ニーズに対応できるよう、支援員の知識向上が必要である。		○	・子育て支援センターの保育士に対して、順次、利用者支援員の研修を受講させることで、利用者支援員を確保することができ、子育て相談のための体制を充実させる。
61		■障がい児の受け入れ体制の充実	障がいのある子どもの入園希望に対応するため、保育園での受け入れを進めるとともに、認定こども園等での受け入れを働きかけます。	こども家庭課	・保育士研修にて、障がいに対する理解を深めるための講座を、公立保育園の保育士に加え、子育て支援センターの保育士及び認定こども園の保育士にも参加を働きかけて実施した。 ※引き続き受け入れに対する理解を深める必要がある。		○	・認定こども園においても、教育利用の園児では障がいのある子どもや支援の必要がある子どもを受け入れる。
62		■保育士、教員の資質向上	障がいの多様化に対応できるように保育士、教員等を対象に、障がい児・者理解のための実践的な研修を進めて資質と力量の向上を図っていきます。	こども家庭課 学校教育課	（こども家庭課） ・保育士研修にて、障がいに対する理解を深めるための講座を、公立保育園の保育士に加え、子育て支援センターの保育士及び認定こども園の保育士にも参加を働きかけて実施した。また、障害児等療育支援事業のケース検討会において、障がい児保育について多くの保育士が学ぶことができる機会を設けた。 ※今後も様々な障害を持った子どもが必要な支援を受けられるような体制が必要である。 （学校教育課） ・外部講師による事例検討会や担当者会、研修会等を開催し、教職員、特別支援教育支援員等が専門的な知識を高め、指導力の向上に努めた。		□	（こども家庭課） ・保育園や認定こども園、子育て支援センターの保育士に対して、研修を通して障がいに対する理解を深める。 （学校教育課） ・外部講師による事例検討会や担当者会、研修会等を開催し、教職員、特別支援教育支援員等が専門的な知識を高め、指導力の向上に努める。
63	4 （3）インクルーシブ教育の推進	■インクルーシブ教育を推進するための多様な学びの場の充実	個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進するため、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の充実に図ります。	学校教育課	・特別支援学級や通級指導教室において、効果的な指導を行うため、担当の教員により教具・教材の研究等を実施した。また、特別支援教育支援員の配置により、円滑な学級運営を図った。		□	・特別支援学級や通級指導教室担当の教員が教具・教材の研究等を実施したこと、特別支援教育支援員の配置したことにより、円滑な学級運営を図る。
64		■障がいに応じた特別支援学級の設置	障がいに応じた特別支援学級の設置を推進します。	学校教育課	・各小中学校において障がいに応じた特別支援学級を設置した。 令和6年度 32学級		○	・各小中学校において障がいに応じた特別支援学級を設置する。 令和7年度 35学級

番号	施策※	具体的な取組	内容	担当課	令和6年度までの取組と課題	事業名・取組 の名称	令和7年度の取組	
							◎新規 ○改善 □継続	
65	4 (3) インクルー シブ教育の推 進	■療育の一貫性の確保	障がいの程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため「岩倉市サポートブック」を活用するなどして幼児期から小学校、中学校まで療育の一貫性を確保できるよう、内容の充実を図ります。	学校教育課 子ども家庭課	(こども家庭課) ・引き続き、あゆみの家において、障害の程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が受けられるように「岩倉市サポートブック」を活用した。 (学校教育課) ・就学予定校の教員が幼稚園・保育園を訪問し、就学前の児童への理解を深めた。		□	(こども家庭課) ・「岩倉市サポートブック」を活用することで、関係する施設、機関において支援の連携を円滑に行う。 (学校教育課) ・教員が幼稚園・保育園を訪問し、就学前の児童への理解を深める。
66		■進路指導の充実	障がいの程度や特性に応じ、適切な教育を受けることができるよう、進路相談や進路先への個別の教育支援計画の活用に努めます。	学校教育課	・年3回の懇談会に加え、個々に応じ進路相談を行った。		□	・年3回の懇談会に加え、個々に応じ進路相談を行う。
67		■個別の教育支援計画・指導計画の活用	児童生徒が個々の障がいの程度や特性に応じた適切な教育を受けることができるよう、特別支援学校をはじめ関係機関と連携しながら、個別の教育支援計画・指導計画を活用した支援を進めます。	学校教育課	・障がいのある児童生徒に対し、個々の能力や段階に対応した個別指導計画を全小中学校において統一された様式に基づき作成し、連携のとれた個別指導を行った。		□	・障がいのある児童生徒に対し、個々の能力や段階に対応した個別指導計画を全小中学校において統一された様式に基づき作成し、連携のとれた個別指導を行う。
68		■学校教育施設のバリアフリー化の推進	障がいのある児童生徒が学習や生活面で支障をきたさないよう、また災害時の避難場所としての活用に配慮して学校教育施設のバリアフリー化を進めます。	学校教育課	・南部中学校南館給排水・衛生設備等改修工事に伴い、トイレの乾式・洋式化を施した。 ・災害時の避難場所としての活用に配慮し、また昨今の猛暑から児童生徒を守り学習環境を整えるため、小中学校屋内運動場等空調設備設置工事の実施に向け、設計業務を行った。	・南部中学校南館給排水・衛生設備等改修工事	◎	・災害時の避難場所としての活用に配慮し、また昨今の猛暑から児童生徒を守り学習環境を整えるため、小中学校屋内運動場等空調設備設置工事を実施する。
69	5 (1) 雇用の促進	■障がい者雇用についての啓発	ハローワーク等関係機関と協力し、障がいのある人の雇用促進に関する広報・啓発活動に取り組み、障がいのある人の一般就労の場が確保されるよう理解と協力を働きかけていきます。また、障がいのある人を雇用する企業を支援するための助成制度など、障がい者雇用促進施策についての周知を図り、障がいのある人の雇用を促進します。	福祉課 商工農政課	・市ホームページに情報を掲載し、障害者雇用率制度とあいち障害者雇用総合サポートデスクについて周知を図った。また、ハローワークと連携し、法定雇用率未達成事業主に対し、雇用要請文の発出を行った。	労務対策事業	□	・市ホームページに情報を掲載し、障害者雇用率制度とあいち障害者雇用総合サポートデスクについて周知を図る。また、ハローワークと連携し、法定雇用率未達成事業主に対し、雇用要請文の発出を行う。
70		■市の法定雇用率の達成	市職員の障がい者雇用率が法定雇用率を達成するよう職員の計画的な採用を行います。また、職場のバリアフリー化や就労形態の工夫により、障がいのある人が働きやすい環境づくりに努めます。	秘書人事課	・令和6年6月1日現在の障害者雇用率は3.32%であり、法定雇用率(2.80%)を達成している。		□	・今後は定着させるため「岩倉市障がい者活躍推進計画」にある取組を推進する。また、計画的な採用も実施していく。
71		■精神障がいのある人の就労の促進	ハローワーク、尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」と連携し、精神障がいのある人の就労の促進を図ります。	福祉課	・個々の事案に応じて尾張北部障害者就業・生活支援センターと連携した。		□	・引き続き関係機関と協力し取り組む。
72		■就労移行支援・就労継続支援・就労選択支援事業の参入促進	就労移行支援事業や就労継続支援事業、就労選択支援事業への事業者の参入を促進します。	福祉課	・市内に新規事業所は開設されなかったが、サービスを希望する障がい者に対して市外事業所を利用してもらうことでニーズに対応した。		□	・今後も利用者のニーズに対応するため既存の事業所や新規参入事業所、その他支援関係者で連携を図り、本人及び事業所の支援を実施する。
73		■一般就労が困難な人の就労の場への支援	市内にある生活介護事業所、就労継続支援事業所の運営などを側面的に支援します。	福祉課	・市内生活介護事業所、就労継続支援事業所等からの相談に応じ、必要に応じて利用者対応等の支援を行った。		□	・引き続き、事業者からの相談に応じ、支援していく。

番号	施策※	具体的な取組	内容	担当課	令和6年度までの取組と課題	事業名・取組 の名称	令和7年度の取組	
							◎新規 ○改善 □継続	
74	5 (1) 雇用の促進	■障がい者雇用に関する「見える化」の促進	広報紙などで障がいのある人を雇用している企業や、企業で活躍している障がいのある人の紹介を行うなど、企業、市民への理解促進に努めます。また、先進的な取組について、具体的な工夫等の事例を収集し、市内企業等に紹介します。	福祉課	・ハローワークや尾張北部障害者就業・生活支援センターと連携、協力をし障がい者雇用促進に関する取り組みや企業等への理解促進について協議・検討をした。 ・ハローワークからは求人情報一覧を提供頂き、窓口で閲覧できるようにした。		□	・引き続き、情報提供の充実を図っていく。
75		■多様な就労体験・実習の場の確保	ハローワーク、尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」と連携し、企業等に対して、障がい者雇用についての理解・協力を求めていくとともに、就労体験・実習の受け入れの場の確保に努めます。	福祉課	・尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」等と連携し、障がい者の一般就労及び就労系サービスの利用の支援を行った。		□	・引き続き、尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」等と連携し、障がい者の一般就労及び就労系サービスの利用の支援を行う。
76		■優先調達の推進	障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障がい者就労施設等からの物品の調達や役務の提供について、優先的に発注を行い、施設等の仕事を確保することにより、障がいのある人の就労を支援します。また、障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大に向け、庁内各課へ働きかけます。	会計管 財課 福祉課	・岩倉市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、物品等に対する受注に努めた（毎年度策定）。 令和元年度：2,908,554円 令和2年度：2,838,814円 令和3年度：1,807,390円 令和4年度：3,550,299円 令和5年度：1,779,259円 令和6年度：2,864,922円		□	・当年度の岩倉市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、物品等に対する受注に努める。
77	5 (2) 就労後の支援の充実	■障がい者の就労定着への支援	就労定着支援事業者の参入促進やジョブコーチの普及を促進します。また、市役所2階フロアを一部貸出し、就労支援の場を兼ねたレストランの運営を支援します。	福祉課 行政課	・市役所2階のフロアを一部貸出し、就労支援の場を兼ねたレストラン運営を支援した。		□	・市役所2階のフロアを一部貸出し、就労支援の場を兼ねたレストラン運営を支援する。
78		■職場における合理的配慮の提供義務等の周知と啓発	障害者雇用促進法、障害者差別解消法等に盛り込まれた、障がいのある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。	福祉課	・福祉課窓口にリーフレットを設置した。		□	・引き続き周知を行う。
79	5 (3) スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進	■スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化の推進	段差の解消、車いすトイレや車いす用観客席の整備、電光掲示板の設置、磁気による補聴システムなど障がいのある人が安心して活動ができるよう、必要に応じスポーツ施設、文化施設等、人や環境に配慮したバリアフリー化を推進します。	生涯学 習課 福祉課	・令和6年度においては実績はなかった。		□	・現状予定している施設等はないが、必要に応じて検討を行う。
80		■スポーツ・レクリエーション、文化活動にかかるイベントの支援	市内で開催されるスポーツ・レクリエーション、文化活動にかかるイベントや、障がいのある人と障がいのない人が一緒に活動し、一緒に楽しめるイベント等を関係機関と連携し積極的に支援します。	生涯学 習課 福祉課	・会福祉協議会主催のスポーツフェスティバルにて、種目運営の補助などの協力を行った。	・スポーツフェスティバル事業	○	・社会福祉協議会主催のスポーツフェスティバルにて種目運営の補助などの協力を行う。 ・みのりの里の行事にてボッチャ体験コーナーを開催する。
81		■スポーツ教室の充実	障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室やイベント開催を積極的に支援するとともに、こうした開催の周知を図っていきます。	生涯学 習課 福祉課	・障がいの有無に関わらずだれもが参加できるイベントとして、ボッチャ体験会を開催した。うち1回は市民プラザと連携して開催した。	・ボッチャ体験会 ・すみよいまちづくり講座事業	○	・スポーツ推進委員を中心に障がい者と健常者がともに参加できるボッチャの普及に努める。障がい者施設での出前講座や障害者連絡協議会との共催も行い、ボッチャについて普及を行う。
82		■スポーツ大会等への参加支援	愛知県身体障害者スポーツ協会などが開催するスポーツ大会などへの参加を支援します。	生涯学 習課 福祉課	・令和6年度においては実績はなかった。		□	・県から送付される大会開催のポスター掲示を行い、参加者を募集する。

番号	施策※	具体的な取組	内容	担当課	令和6年度までの取組と課題	事業名・取組 の名称	令和7年度の取組	
							◎新規 ○改善 □継続	
83	5 (3) スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進	■スポーツ施設の利用促進	スポーツやレクリエーションは、障がいのある人にとって、感覚訓練、機能訓練としても有効です。こうした観点から、障がいのある人のスポーツ施設の利用を促進します。	生涯学習課	・総合体育文化センターのトレーニング室では、障がいのある人も気軽にトレーニングができるように、安全なトレーニング機器の利用方法をレクチャーするトレーナーを常駐させた。		□	・総合体育文化センターのトレーニング室において、障がいのある人も気軽にトレーニングができるように、安全なトレーニング機器の利用方法をレクチャーするトレーナーを常駐させる。
84		■スポーツ活動関連情報の提供	障がいのある人のスポーツ活動へのニーズに対応できるよう、参加可能な種目やクラブ情報を調査し、情報の提供に努めます。	生涯学習課 福祉課	・障がいの有無に関わらずだれもが参加できるイベントとして、ボッチャ体験会を開催した。広報やメール等で周知した。	・ボッチャ体験会	□	・障がいの有無に関わらずだれもが参加できるイベントとして、ボッチャ体験会を開催した。広報やメール等で周知する。
85		■障がい者スポーツの普及	障がいのある人の健康の維持・増進、仲間づくり、余暇の充実などを目的として、一人でも多くの障がいのある人がスポーツに親しめるよう、関係機関と連携して障がい者スポーツの普及を進めます。	生涯学習課 福祉課	・障がいの有無に関わらずだれもが参加できるイベントとして、ボッチャ体験会を開催した。うち1回は市民プラザと連携して開催した。	・ボッチャ体験会 ・すみよいまちづくり講座事業	□	・障がいの有無に関わらずだれもが参加できるイベントとして、ボッチャ体験会を開催する。うち1回は市民プラザと連携して開催予定。
86		■障がい特性に合わせた参加しやすい環境づくり	障がいのある人に対して、市などが主催する生涯学習講座やイベントなどを積極的に案内し、参加を呼びかけるとともに、手話通訳や要約筆記などの配慮に努め、障がい特性に合わせた参加しやすい環境づくりに努めます。	生涯学習課 福祉課	・生涯学習講座では、受講者の障がいに合わせて席を用意するなどの対応をした。 ・二十歳のつどいでは、手話通訳を配置した。車いす利用者には、観覧しやすく車いすで移動しやすい場所を確保した。配慮が必要な場合は申し出してもらうよう、招待状に記載して呼びかけた。	・生涯学習講座 ・二十歳のつどい	□	・生涯学習講座では、受講者の障がいに合わせて席を用意するなどの対応を行う。 ・二十歳のつどいでは、手話通訳を配置する。車いす利用者の来場に備え、観覧しやすく車いすで移動しやすい場所を確保する。配慮が必要な場合は申し出ってもらうよう、招待状に記載して呼びかける。
87		■障がいの特性に応じた文化活動への参加機会の拡充	文化行事(講演など)の開催の際には、車いす対応の席を確保するなど配慮に努めるとともに、必要に応じて手話通訳・要約筆記の配置や骨伝導式の赤外線補聴システムの活用などにより障がいの特性に応じた文化活動への参加機会の拡充に努めます。	生涯学習課 福祉課	・文化講演会・市民芸術劇場では、車いす利用者には、観覧しやすく車いすで移動しやすい場所を確保した。 ・文化講演会では、手話通訳・要約筆記の配置をし、聴覚障がいのある人等の席を確保した。骨伝導式の赤外線補聴システムは、アデリア総合体育文化センターに備えており、申し出があればいつでも対応できるようにしている。	・文化講演会 ・市民芸術劇場	□	・ポスター・チラシ・広報いわくら等で、配慮が必要な場合は申し出ってもらうよう呼びかける。車いす利用者の来場に備えて、場所を確保した。骨伝導式の赤外線補聴システムは、アデリア総合体育文化センターに備えており、申し出があればいつでも対応できるようにしている。
88	6 (1) ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進	■ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進	まちづくりの基本的な考え方として、今後も、あらかじめ誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方に基づきまちづくりを進めていきます。	企画財政課 都市整備課	(企画財政課) ・市民団体「いわくら・ユニバーサルデザイン研究会」の実施する「小中学校UD講座」「車いす駐車場を必要としない人が停めないキャンペーン」等の活動を支援し、ともにユニバーサルデザインの周知・啓発を行った。 ・市の若手職員へのユニバーサルデザインに対する意識を向上させるため、職員向け研修を実施した。 (都市整備課) ・新設した建築物や公園(石仏公園等)の設計に当たり、「いわくら・ユニバーサルデザイン研究会」にアドバイスを頂く等配慮しながら事業を進めました。		◎	(企画財政課) ・いわくら・ユニバーサルデザイン研究会と協働し、ユニバーサルデザインの周知・啓発を行う。 ・愛知県との共催で「人にやさしい街づくり地域セミナー～誰もが暮らしやすいまちづくり～」を開催する。 (都市整備課) ・五条川小学校区統合保育園の詳細設計にあたり、「岩倉市人にやさしい街づくり計画」の基準に適合するよう設計する。
89		■公共施設等のバリアフリー化の推進	「岩倉市人にやさしい街づくり計画」の基準にしたがい、順次公共施設の整備を行っていきます。	都市整備課	・新設した建築物や公園、歩道舗装(桜通線街路改良事業等)では、基準に従い整備を行うことができたが、既存施設の改修工事については基準に合致できていない箇所がある。		◎	・五条川小学校区統合保育園について、「岩倉市人にやさしい街づくり計画」の基準に適合した設計に基づき事業を進めていく。
90		■民間施設のバリアフリー化の推進	市内の民間施設において、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の整備基準に適合していると認められた施設(県条例適合証交付施設)が増えるよう、市民や事業者に周知を図ります。	都市整備課 福祉課	・特定施設整備届出は7件あり、提出時に適合証の取得の周知を行ったが、適合証交付実績は0件だった。		□	・令和7年12月時点で特定施設整備届出は4件あり、提出時に適合証の取得の周知を行ったが、適合証交付実績は0件であった。引き続き周知に努める。

番号	施策※	具体的な取組	内容	担当課	令和6年度までの取組と課題	事業名・取組 の名称	令和7年度の取組	
							◎新規 ○改善 □継続	
91	6 (1) ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進	■こころのバリアフリー化の推進	障がいのある人にとってのバリア（障壁）は、障がいのない人の車いす使用者用駐車場への駐車、視覚障がい者用ブロック上の駐輪など、ハード面だけではなくありません。施設・設備のバリアフリー化の促進と同時に、市民のそれら施設・設備の意義についての理解を促進し、マナーの向上が図られるよう啓発活動を推進します。	福祉課	・障害者差別解消法についてホームページに掲載する。		□	・引き続き障害者差別解消法についてホームページに掲載する。
92		■障がい者補助犬の受け入れ	盲導犬をはじめとする障がい者補助犬の受け入れについて、公共施設における対応はもちろん、民間施設についても協力を呼びかけていきます。	福祉課	・ほじょ犬マークの説明をホームページに掲載した。		□	・ほじょ犬マークの説明をホームページに掲載する。
93	6 (2) 外出・移動支援の充実	■障害福祉サービスによる外出支援	障がいのある人の外出を支援するため、行動援護、同行援護及び地域生活支援事業を円滑に実施し、障がいのある人の外出を支援します。	福祉課	・移動支援事業（実績） 延利用者数・延利用時間 元年度：306人 ・ 2,732時間 2年度：235人 ・ 1,085時間 3年度：223人 ・ 973時間 4年度：108人 ・ 1,458時間 5年度：357人 ・ 2,523時間 6年度：412人 ・ 2,675時間		□	・今後も利用者のニーズに応じたサービス提供ができるようサービス提供事業所と調整を行っていく。
94		■タクシー料金の助成による外出支援	障がいのある人の日常生活における活動や外出支援をするため、心身障害者福祉タクシー料金助成事業を引き続き実施します。また、利用者のニーズを把握したうえで、より有効な制度となるよう内容を随時見直していきます。	福祉課	・心身障がい者福祉タクシー料金助成について、85歳以上の人には個別に通知を行い、周知を図った。 （実績） 利用券交付人数・利用件数 30年度：371人 ・ 3,977 件 元年度：401人 ・ 3,673件 2年度：344人 ・ 2,613件 3年度：343人 ・ 2,803件 4年度：361人 ・ 2,725件 5年度：379人 ・ 2,776件 6年度：359人 ・ 2,734件		□	・利用件数が年々減っているため、周知方法を検討する。
95		■ふれ愛タクシーによる外出支援	障がいのある人や高齢者等の外出を支援するため、通院や買い物等の移動手段として、ふれ愛タクシーを引き続き運行します。	協働安全課	・月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後6時 ・タクシー運賃に応じ、400円、800円、1,600円の定額で利用 ・自宅を起点に市内のみ利用 （実績） ・登録者：2,621人（実利用者数763人）うち障がい者135人、65歳以上2,057人 ・利用件数：13,494件（一日当たり55.6件）	・ふれ愛タクシー事業	□	・引き続き事業を実施するとともに、交通事業者と協議を行う。
96		■自動車運転免許取得費等の助成	障がいのある人の就労や社会参加を促進するため、障がい者自動車運転免許取得費助成事業及び身体障がい者用自動車改造費助成事業を引き続き実施します。	福祉課	・身体障がい者用自動車改造費助成事業及び免許取得費助成事業実績 （実績） 元年度：（改造）1件、100,000円（免許）0件 2年度：（改造）0件（免許）1件、100,000円 3年度：（改造）1件、100,000円（免許）0件 4年度：（改造）1件、100,000円（免許）3件 298,000円 5年度：（改造）1件、100,000円（免許）1件 100,000円 6年度：（改造）2件、200,000円（免許）0件		□	・広報・ホームページなどで周知を図っていく。

番号	施策※	具体的な取組	内容	担当課	令和6年度までの取組と課題	事業名・取組 の名称	令和7年度の取組	
							◎新規 ○改善 □継続	
97	6（2）外出実・移動支援の充	■交通事業者との連携強化	障がいのある人が、安心して公共交通機関を利用できるよう、交通事業者との連携を強化し、サービスの向上を促進します。	福祉課 企画財政課	・尾北地区広域交通網対策連絡協議会として名古屋鉄道株式会社に対し、駅施設等でのユニバーサルデザイン促進を要望した。 ・交通関係者との連携を深めるため、地域公共交通会議を開催した。	・尾北地区広域交通網対策連絡協議会 ・岩倉市地域公共交通会議	□	・尾北地区広域交通網対策連絡協議会として名古屋鉄道株式会社に対し、駅施設等でのユニバーサルデザイン促進を要望する。 ・交通関係者との連携を深めるため、地域公共交通会議を開催する。
98	6（3）災害時の地域支援体制の充実	■避難行動要支援者に対する支援の推進	災害発生時における、要支援者の安否確認や情報伝達、援助等の体制づくりを進めます。また、積極的に避難行動要支援者支援制度に関する情報を発信し、名簿掲載者の個別避難計画の作成率を向上させます。	福祉課 協働安全課	（協働安全課・福祉課） ・自主防災組織に避難行動要支援者名簿の説明を行った。 （協働安全課） ・県が開催する要配慮者・避難行動要支援者に関する研修に出席するなど、作成率の向上にむけての研究を行った。	－	□	・引き続き自主防災組織への避難行動要支援者名簿の説明を行うとともに、個別避難計画の作成率の向上に向けての研究を行う。
99		■地域防災体制の強化	地域住民による救助や避難などの防災体制を構築するため、自主防災組織、民生委員・児童委員などを中心とした地域のネットワークの強化を図るとともに、マンパワーの養成を進めます。また、各自主防災組織において防災マップの作成を促進します。	福祉課 協働安全課	・各小学校区において、岩倉市防災訓練又は自主防災会地域合同防災訓練を実施した。また、各自主防災会においても防災訓練や防災講話を実施した。 ・ボランティア連絡協議会を対象に防災講話を行い自助・共助の重要性の啓発を行った。	－	□	・各小学校区において、岩倉市防災訓練又は自主防災会地域合同防災訓練を実施する。また、各自主防災会においても防災訓練や防災講話を実施する。 ・ボランティア連絡協議会を対象に防災講話を行い自助・共助の重要性の啓発を行う。
100	6（4）福祉避難所の整備	■避難路確認の周知	障がいの有無に関わりなく、災害発生時に誰もが安全に避難できるよう、事前に避難できる経路を確認するよう市民周知に努めます。また、避難所の位置等に関する周知を行うとともに、各自主防災組織において防災マップの作成を促進します。	協働安全課	・ボランティア連絡協議会を対象にハザードマップの活用方法について講話を行った。	－	□	・ボランティア連絡協議会を対象にハザードマップの活用方法について講話を行う。
101		■福祉避難所の整備	誰もが安心して避難生活を送れるよう、個々の障がいに配慮した避難所の整備を、今後も各種事業所と協議しながら進めていきます。	協働安全課 福祉課	（協働安全課） ・福祉避難所に整備してある発電機の保守点検を行った。 （福祉課、長寿介護課、協働安全課） ・BCP訓練において福祉避難所設営訓練を行い、事業所との連携を確認した。	－	□	（協働安全課） ・福祉避難所に整備してある発電機の保守点検を行う （福祉課、長寿介護課、協働安全課） ・BCP訓練において福祉避難所設営訓練を行い、事業所との連携を確認する。
102		■緊急通報システムの普及等	障がいのある人の日常生活の不安を軽減するため、病気や火災などの緊急事態に対処する緊急通報システムの普及等に努めます。	長寿介護課	・令和6年度から固定電話を持っていない人に対して、本人所有の携帯電話を用いて緊急通報システムを利用できるようにした。	・岩倉市緊急通報システム設置事業	□	・障がいのある人の日常生活の不安を軽減するため、病気や火災などの緊急事態に対処する緊急通報システムの普及等に努める。